

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I-5-1	5 業務遂行に当たっての取組 (1) 地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進							
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条第1号から第5号まで及び第9号並びに附則第12条第1項第6号等							
当該項目の重要度、難易度	-							

2. 主要な経年データ											
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	①主要なアウトプット（アウトカム）情報				②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
			H26年度	H27年度	H28年度		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
							予算額（百万円）	—	—	—	—
							決算額（百万円）	—	—	—	—
							経常費用（百万円）	—	—	—	—
							経常利益（百万円）	—	—	—	—
							行政サービス実施 コスト（百万円）	—	—	—	—
							従事人員数（人）	544	556	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。 平成26年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。
平成27年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図ること。	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。			<評定と根拠> 評定：B 地域住民・地方公共団体等との意見交換会等を 273 回実施し、積極的にコミュニケーションの機会を創出し、相互理解の促進等を行うことにより、まちづくりの支援・補完に着実に取り組んだ。
	(1)地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進 業務の実施に当たっては、関係権利者の意見が反映されるよう努め、地域住民・地方公共団体等との協力及び適切な役割分担を図ること	(1)地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進 都市再生を推進するためには、関係する地域住民・地方公共団体等とのコミュニケーションが不可欠であり、その相互理解促進と都市の将来像や地域のあり方を語り合うコミュニケーションの機会を積極的に設ける。	(1)地域住民・地方公共団体等との緊密な連携推進 都市再生を推進するためには、関係する地域住民・地方公共団体等とのコミュニケーションが不可欠であり、その相互理解促進と都市の将来像や地域のあり方を語り合うコミュニケーションの機会を積極的に設ける。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ・都市再生を推進するため、関係する地域住民・地方公共団体等とのコミュニケーションを図っているか。	<主要な業務実績> 地域住民・地方公共団体等の意見交換会、情報交換会、勉強会等を 273 回実施。 地方都市等のコンパクトシティ施策の推進に向けた事業化検討等について、意欲のある地方公共団体を募集・選定し、コーディネート支援を行うという新たな取組を実施。(再掲) 地方公共団体等が抱える課題や政策の方向性の把握、情報共有等を行い、まちづくりの支援・補完に取り組んだ。	特に、コンパクトシティ実現に向けた地方公共団体の公募については、全国紙や業界紙で広く掲載され、地方公共団体や地方展開を検討する民間事業者等から多数問い合わせが寄せられた。公募対象の地方公共団体へは、個別に実施案内を行うとともに、必要に応じて訪問し、機構の地域活性化に係る取組や実績を P R することができた。さらに、選定都市において、今後のコンパクトシティ実現に向けた連携体制を構築できた。 これらを踏まえ、B 評価とする。

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I-5-2	5 業務遂行に当たっての取組 (2)環境への配慮							
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等							
当該項目の重要度、難易度	-							

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）（再掲）
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
二酸化炭素排 出量削減 (計画値)	44,000 トン	約14,000 トン	32,000 トン	39,000 トン	-	-	-	
二酸化炭素排 出量削減 (実績値)	-	約27,500 トン	36,500 トン	39,400 トン	-	-	-	
達成率	-	196%	114%	101%	-	-	-	
建設副産物再 資源化率 (計画値)	項目別に 設定	-	-	-	-	-	-	
建設副産物再 資源化率 (実績値)	-	-	-	-	-	-	-	
達成度	-	-	-	-	-	-	-	
環境物品の調 達 (計画値)	100%	-	100%	100%	-	-	-	
環境物品の調 達 (実績値)	-	-	100% (除く3品)	100%	-	-	-	
達成度	-	-	-	-	-	-	-	

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。 平成26年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成27年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図ること。	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。			<評定と根拠> 評価：B 二酸化炭素排出量については、LED照明や潜熱回収型給湯器の導入等を着実に進めたことにより 2,900 トンの追加削減を実現し、年度計画を上回る 39,400 トンの削減を実現した。 また、都市の自然環境の適切な保全、建設副産物のリサイクルの取組、環境物品等の調達についても、公共工事において数値目標を設定した 15 品目全てについて 100%達成を実現するなど、着実に取組を推進した。 これらを踏まえ、B 評価とする。
	(2)環境への配慮 事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境への負荷の低減に配慮すること。	(2)環境への配慮 事業実施に当たっては、次の取組を実施することにより、地球温暖化対策の推進、都市の自然環境の適切な保全等に資するとともに、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達に積極的に取り組み、環境負荷の低減を図る。	(2)環境への配慮 事業実施に当たっては、次の取組を実施することにより、地球温暖化対策の推進、都市の自然環境の適切な保全等に資するとともに、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品の調達に積極的に取り組み、環境負荷の低減を図る。	<主な定量的指標> 二酸化炭素排出量を、平成 17 年度を基準として 39,000 トン削減。 環境物品等の調達を 100%とする。 <その他の指標> － <評価の視点> ・環境への負荷の低減に配慮しているか。	<主要な業務実績> 二酸化炭素排出量を、平成 17 年度を基準として 39,400 トン削減。 環境物品等の調達を 100%とした。 事業実施に当たり、既存樹の利活用、屋上緑化の推進等により、都市の自然環境の保全に係る取組を推進。 建設副産物等のリサイクル、環境物品の調達により、環境負荷低減の取組を推進した。	
	① 地球温暖化対策の推進 機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画（UR-eco プラン 2014）を踏まえ、地球温暖化対策の取組を推進し、平成 30 年度における二酸化炭素排出量を、平成 17 年度を基準として 44,000 トン削減する。	① 地球温暖化対策の推進 機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画（UR-eco プラン 2014）を踏まえ、地球温暖化対策の取組を推進し、平成 27 年度における二酸化炭素排出量を、平成 17 年度を基準として 39,000 トン削減する。	① 地球温暖化対策の推進 機構業務のあらゆる分野において、地球温暖化対策実行計画（UR-eco プラン 2014）を踏まえ、地球温暖化対策の取組を推進し、平成 27 年度における二酸化炭素排出量を、平成 17 年度を基準として 39,400 トン削減した。			
	② 都市の自然環境の適切な保全等 事業実施に当たっては、緑地の保全や既存樹木の利活用とともに、都市の既成市街地等において、建築物の形状等を考慮の上、屋上緑化の推進を図る。 また、地下浸透工法、透水性舗装等により地下水涵養を図ることで、都市の自然環境の保全等に資する取組を進める。	② 都市の自然環境の適切な保全等 事業実施に当たっては、緑地の保全や既存樹木の利活用とともに、都市の既成市街地等において、建築物の形状等を考慮の上、屋上緑化の推進を図る。 また、地下浸透工法、透水性舗装等により地下水涵養を図ることで、都市の自然環境の保全等に資する取組を進める。	② 都市の自然環境の適切な保全等 事業実施に当たっては、緑地の保全や既存樹木の利活用とともに、都市の既成市街地等において、建築物の形状等を考慮の上、屋上緑化の推進を図る。 また、地下浸透工法、透水性舗装等により地下水涵養を図ることで、都市の自然環境の保全等に資する取組を進める。			都市の自然環境の保全等については、既存樹木の利活用（ヌーヴェル赤羽台他 4 地区で実施）、軽量化を図った屋上緑化（アーベインルネス若久他 1 地区）、地下水涵養、透水性舗装の導入など、鳴子団地等 17 地区で着実に取り組んだ。

	<p>③ 建設副産物のリサイクルの取組 循環型社会の形成に取り組むため、国の「建設リサイクル推進計画 2008」に準拠した建設副産物の再資源化率等の目標値（中期的に目指すべき目標としての平成 27 年度の目標値）の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。なお、国の「建設リサイクル推進計画」が改定された場合は、その取組に合わせて取り組む。</p> <p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>	<p>③ 建設副産物のリサイクルの取組 循環型社会の形成に取り組むため、国の「建設リサイクル推進計画 2014」に準拠した建設副産物の再資源化率等の目標値の達成を目指して、建設工事等により発生する建設副産物について、その発生を抑制し、リサイクルを図る。</p> <p>さらに、UR賃貸住宅の建替え等においては、建物内装材の分別解体・再資源化等を推進し、建設混合廃棄物の削減を図る。</p>		<p>機構事業の建設工事において、工事の設計初期段階から建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等を検討、工事発注時に建設副産物の分別処理の実施について発注図書に記載、工事着手前に工事受注者が建設副産物の再生資源利用促進計画書を作成、建物内装材の分別解体等による建設混合廃棄物の削減等の取組により、平成 27 年度の建設副産物の再資源化・縮減率等は、国の「建設リサイクル推進計画 2014」に準拠して設定した目標値を達成した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象品目</th> <th colspan="2">平成27年度</th> </tr> <tr> <th>目標値</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>再資源化率 98%以上</td> <td>99.44%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td>再資源化率 98%以上</td> <td>99.93%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td>再資源化・縮減率 95%以上</td> <td>99.86%</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化・縮減率 85%以上</td> <td>98.84%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td>再資源化・縮減率 60%以上</td> <td>89.37%</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物全体</td> <td>排出率 1.8%以下</td> <td>1.73%</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td>建設発生土有効利用率 80%以上</td> <td>99.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：集計対象は平成27年度に完了した契約金額500万円以上の工事</p>	対象品目	平成27年度		目標値	実績値	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率 98%以上	99.44%	コンクリート塊	再資源化率 98%以上	99.93%	建設発生木材	再資源化・縮減率 95%以上	99.86%	建設汚泥	再資源化・縮減率 85%以上	98.84%	建設混合廃棄物	再資源化・縮減率 60%以上	89.37%	建設廃棄物全体	排出率 1.8%以下	1.73%	建設発生土	建設発生土有効利用率 80%以上	99.66%
対象品目	平成27年度																													
	目標値	実績値																												
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率 98%以上	99.44%																												
コンクリート塊	再資源化率 98%以上	99.93%																												
建設発生木材	再資源化・縮減率 95%以上	99.86%																												
建設汚泥	再資源化・縮減率 85%以上	98.84%																												
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率 60%以上	89.37%																												
建設廃棄物全体	排出率 1.8%以下	1.73%																												
建設発生土	建設発生土有効利用率 80%以上	99.66%																												
	<p>④ 環境物品等の調達 環境物品等の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、中期目標期間中における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたもの、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>	<p>④ 環境物品等の調達 環境物品等の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）に基づき行うこととし、平成 27 年度における特定調達品目等の調達の目標は、同法第 6 条の規定に基づき、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたもの、公共工事において調達する場合を除き、100%とする。</p> <p>また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に基づき、的確な調達を図る。</p>		<p>環境物品等の調達については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たしたものを、公共工事以外では 100% 調達した。</p> <p>また、公共工事では数値目標を設定した 15 品目において 100% 調達した。</p>																										

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I-5-3	<p>5 業務遂行に当たっての取組</p> <p>(3) 良好的な都市景観の形成</p> <p>(4) 調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元</p> <p>(5) 都市開発の海外展開支援</p> <p>(6) 業務運営の透明性の確保</p>
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条等
当該項目の重要度、難易度	－

2. 主要な経年データ														
指標等	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）（再掲）					
	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		予算額（百万円）	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
									決算額（百万円）	－	－	－	－	－
									経常費用（百万円）	－	－	－	－	－
									経常利益（百万円）	－	－	－	－	－
									行政サービス実施コスト（百万円）	－	－	－	－	－
									従事人員数（人）	80	71	－	－	－

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。 平成26年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成27年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価
					業務実績
	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図ること。	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。	5 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上を図る。		<評定と根拠> 評定：B 良好な街並み及び景観形成を図るために、景観ガイドラインの遵守を公募条件とする等、質の高い景観形成を推進。また、「茨木市岩倉町地区（大阪府茨木市）」において、良好な街並み及び景観形成を高く評価され、「大阪ランドスケープ賞 2015 ランドスケープデザイン部門 大阪府知事賞」を受賞した。 フォト&スケッチ展では計 503 作品の応募があり、また東京メトロ三越前駅コンコースで作品展を行ったところ概ね約 3 万人（※）が作品を鑑賞し、UR 団地の環境資源、コミュニティに関する認識を深め、地域の景観形成に対する関心を高める活動を実施した。 調査研究については、民間との共同研究等により、時代の変化に応じた調査研究、環境負荷の低減等の事業分野への展開に資する調査研究等を行い、研究成果の情報提供に努めた。
	(3) 良好的な都市景観の形成 機構が関与するまちづくりにおいては、質の高い景観形成を推進すること。	(3) 良好的な都市景観の形成 魅力的な都市の景観を創造することは、豊かな都市・居住環境の形成に寄与し、地域の価値向上や住民の都市に対する愛着や誇りを醸成させることにつながる。機構が関与するまちづくりにおいては、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じた良質な街並みの形成はもとより、機構が継承してきた環境資源を積極的に活用し、質の高い景観形成を推進する。	(3) 良好的な都市景観の形成 魅力的な都市の景観を創造することは、豊かな都市・居住環境の形成に寄与し、地域の価値向上や住民の都市に対する愛着や誇りを醸成させることにつながる。機構が関与するまちづくりにおいては、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じた良質な街並みの形成はもとより、機構が継承してきた環境資源を積極的に活用し、質の高い景観形成を推進する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ・調査研究等を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元しているか。 ・都市開発の海外展開支援に必要な技術等の支援を行っているか。 ・業務運営の透明性の確保を図る取組を適切に実施しているか。	<主要な業務実績> 「茨木市岩倉町地区（大阪府茨木市）」において、防災公園、市民開放施設及び大学キャンパスが一体となったランドスケープの創成や、「大手町地区（東京都千代田区・中央区）」において、大手町川端緑道の整備と官民連携の取組について、“裏空間”であった日本橋川沿いをアメニティ空間である“表空間”に整備し、官民が連携して企画・整備・維持管理を行うことで、良好な街並み及び景観形成を図った。 また、団地の居住者や居住者以外の市民も対象に、団地の風景を題材にした写真等を一般公募する「UR賃貸住宅 団地景観フォト&スケッチ展 2015」を開催し、団地の自然環境やコミュニティを再認識し、地域の景観形成に対する関心を高める活動を実施した。
	(4) 調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元 社会経済情勢を踏まえた的確な事業の実施、環境負荷の低減等の事業分野への展開に資する調査研究等を行い、得られた成果を積極的に社会へ還元すること。	(4) 調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元 機構事業の的確な実施及び先駆的事業分野への展開に資するため、超高齢社会等の都市を取り巻く社会経済情勢、市場動向及び顧客ニーズ・満足度等を把握し、都市再生及びストック再生・活用におけるコミュニティ再生、子育て支援、高齢者の安心居住、環境負荷の低減及び建物等の長寿命化等の事項について、調査研究や技術開発	(4) 調査研究の実施、技術力の維持向上及び成果等の社会還元 機構事業の的確な実施及び先駆的事業分野への展開に資するため、超高齢社会等の都市を取り巻く社会経済情勢、市場動向及び顧客ニーズ・満足度等を把握し、都市再生及びストック再生・活用におけるコミュニティ再生、子育て支援、高齢者の安心居住、環境負荷の低減及び効果的な改修技術等の事項について、調査研究や技術		調査研究の実施、技術力の維持向上等については、環境負荷低減に係る水素エネルギー技術の団地等での活用方策に関する基礎調査、改修技術として浴室等に係る既存技術を用いた改修手法の検討及び重量衝撃音に対する床遮音性能の高い工法の検討などの調査研究を実施。 建築研究所に移管した調査研究については、建築研究所との連携の強化により、それぞれの役割分担のもと、賃貸ストックの長寿命化に関する技術開発、判

	<p>及び試験等を行う。</p> <p>なお、必要に応じ民間等との共同研究を活用するほか、蓄積した研究成果、技術力等を社会へ還元するため、研究報告会開催、調査研究期報発行等の情報提供を積極的に行う。</p>	<p>開発及び試験等を行う。</p> <p>技術研究所から（独）建築研究所に移管した公的賃貸住宅の長寿命化等に係る調査研究について、（独）建築研究所との連携を強化し、研究成果の最大化と得られた成果の活用を図る。</p> <p>なお、必要に応じ民間等との共同研究を活用するほか、蓄積した研究成果、技術力等を社会へ還元するため、研究報告会開催、調査研究期報発行等の情報提供を積極的に行う。</p>		<p>断基準の整備に向けた調査研究を実施。</p> <p>民間等との共同研究についても 12 件実施したほか、研究報告会の開催、技術管理分室の公開及び調査研究期報発行により研究成果の情報提供を実施した。</p>	<p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>
(5)都市開発の海外展開支援	<p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、官民が連携して進める都市開発の海外展開に必要な技術等の支援を行うこと。</p>	<p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、官民が連携して進める都市開発の海外展開を支援する。具体的には、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用して、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。</p>	<p>(5)都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、官民が連携して進める都市開発の海外展開を支援する。具体的には、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用して、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。</p> <p>その際、平成 26 年 10 月に設立された株式会社海外交通・都市開発事業支援機構等との連携にも留意する。</p>		<p>これまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用し、海外エコシティプロジェクト協議会事務局運営支援を通じて、我が国事業者等の連携体制構築支援を行うとともに、必要な技術的、人的支援を実施した。また、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構への支援を継続実施した。</p>
(6)業務運営の透明性の確保	<p>業務運営に関する透明性の確保を図るために、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。</p> <p>また、業務に関する重要な施策や方針を策定する際は、国民の意見を業務運営に適切に反映させること。</p> <p>会計検査院による決算検査報告において指摘を受けた場合は、それを踏まえた業務の見直しを実施すること。</p>	<p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p>また、業務に関する重要な施策や方針の策定に際して、適宜パブリックコメントの募集を行い、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>会計検査院による決算検査報告において指摘を受けた場合は、それを踏まえた業務の見直しを実施する。</p>	<p>(6)業務運営の透明性の確保</p> <p>業務運営に関する透明性の確保を図り、機構業務の説明責任を果たすため、財務情報、業務の実施状況等について、ホームページに掲載するなど、国民が利用しやすい形で情報提供する。</p> <p>また、業務に関する重要な施策や方針の策定に際して、適宜パブリックコメントの募集を行い、業務運営に適切に反映させる。</p> <p>会計検査院による決算検査報告において指摘を受けた場合は、それを踏まえた業務の見直しを実施する。</p>		<p>財務情報や業務の実施状況について、透明性の一層の向上を図るため、最新の情報を利用者が利用しやすい形でホームページに掲載したほか、本社及び本部等に据え置いて一般の閲覧に供した。</p> <p>ミクストコミュニティ形成の推進に係る取組について、幅広く国民に情報提供するため、ウェルフェア情報サイトの充実を図るとともに、機構ホームページのトップにウェルフェア情報サイトのバナーを設置し、取組の周知を実施した。</p> <p>また、継続家賃改定ルールの見直しの参考とするために、機構ホームページを活用し広く居住者に意見等を募集した</p>

				結果、5,686件の意見等が提出され、その集計結果等についても機構ホームページにて掲載している。（再掲） 会計検査院による決算検査報告において指摘を受けた事項については、指摘の趣旨を踏まえ、団地内機械式駐車場のコスト削減の促進等や、借地方式市街地住宅の適切な管理の促進を図った。	
--	--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

無し